

## 根室市告示第 4 号

根室市農業振興地域整備計画（平成29年2月22日告示第8号）の一部を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により告示し当該農業振興地域整備計画変更案を次により縦覧します。

当該農業振興地域整備計画変更案に意見がある者は法第11条第2項の規定により、意見書を提出して下さい。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他のその土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して異議ある時は令和8年2月27日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和8年1月29日

根室市長 石垣雅敏

### 1. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年1月29日

至 令和8年2月27日（30日間）

### 2. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

根室市常盤町2丁目27番地

根室市役所水産経済部農林課農政担当

### 3. 意見の提出方法等について

#### （1）意見書の提出先

ア 郵便 〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地

根室市役所水産経済部農林課農政担当

イ ファクシミリ

0153-24-8692

ウ 電子メール

suk\_nousei@city.nemuro.hokkaido.jp

#### （2）意見書の提出期限

令和8年3月14日（必着）（※縦覧期間最終日）

#### （3）意見書の提出上の注意事項

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。

これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた異議申出書は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 4. 異議の申し出方法について

##### (1) 異議申出書の提出先

ア 郵便 〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地

根室市役所 水産経済部農林課農政担当

イ ファクシミリ

0153-24-8692

ウ 電子メール

[suk\\_nousei@city.nemuro.hokkaido.jp](mailto:suk_nousei@city.nemuro.hokkaido.jp)

##### (2) 異議申出書の提出期限

令和8年3月14日（必着）

##### (3) 異議申出書の提出上の注意事項

ア 異議申出書の様式は任意ですが、提出する異議申出書は日本語に限ります。異議申出書は、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることはできません。